

# 施設基準に係わる届出

2026 年 6 月 1 日現在

当院が厚生労働大臣の定める施設基準要件に適合しているものとして、関東信越厚生局長に届け出た施設基準は以下の通りです。

## <基本診療料の施設基準>

- ・一般病棟入院料（急性期 4）
- ・50 対 1 急性期看護補助体制加算（夜間 50 対 1 加算・夜間看護体制加算）
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 3（休日リハビリテーション提供体制加算）
- ・地域包括ケア病棟入院料 2（地域包括ケア病棟看護補助者配置加算）
- ・感染対策向上加算 3（連携強化加算）
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算 1
- ・病棟薬剤業務実施加算 2
- ・診療録管理体制加算 2
- ・データ提出加算 1（ロ）
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・救急医療管理加算
- ・入院時食事療養（1）
- ・入退院支援加算 1
- ・医師事務作業補助体制加算 2（100 対 1）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 2（入院基本料）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 3（外来診療料）

## <特掲診療料の施設基準>

- ・薬剤管理指導料
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（3）に規定する在宅療養支援病院
- ・がん治療連携指導料
- ・医療機器安全管理料（1）
- ・人工腎臓（慢性維持透析を行った場合 1）（導入期加算 1）
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・椎間板内酵素注入療法
- ・医科点数表第 2 章第 10 部手術通則の 16 に掲げる手術（胃瘻造設手術）
- ・麻酔管理料（I）
- ・検体検査管理加算（I）（II）
- ・CT 撮影（16 列以上 64 列未満マルチスライス型）
- ・MRI 撮影（1.5 テスラ 3.0 テスラ未満）
- ・脳血管等リハビリテーション料（I）（初期加算）
- ・運動器リハビリテーション料（I）（初期加算）
- ・呼吸器リハビリテーション料（I）（初期加算）
- ・二次性骨折予防継続管理料 1・2・3
- ・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静 1  
（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・入院ベースアップ評価料 102
- ・看護職員処遇改善評価料 37
- ・救急外来医学管理料 3